

TK-26型キャスクの発電用原子炉施設に係る  
特定機器の設計の型式証明及び型式指定の対応について

1. TK-26型キャスクの設計・製造体制

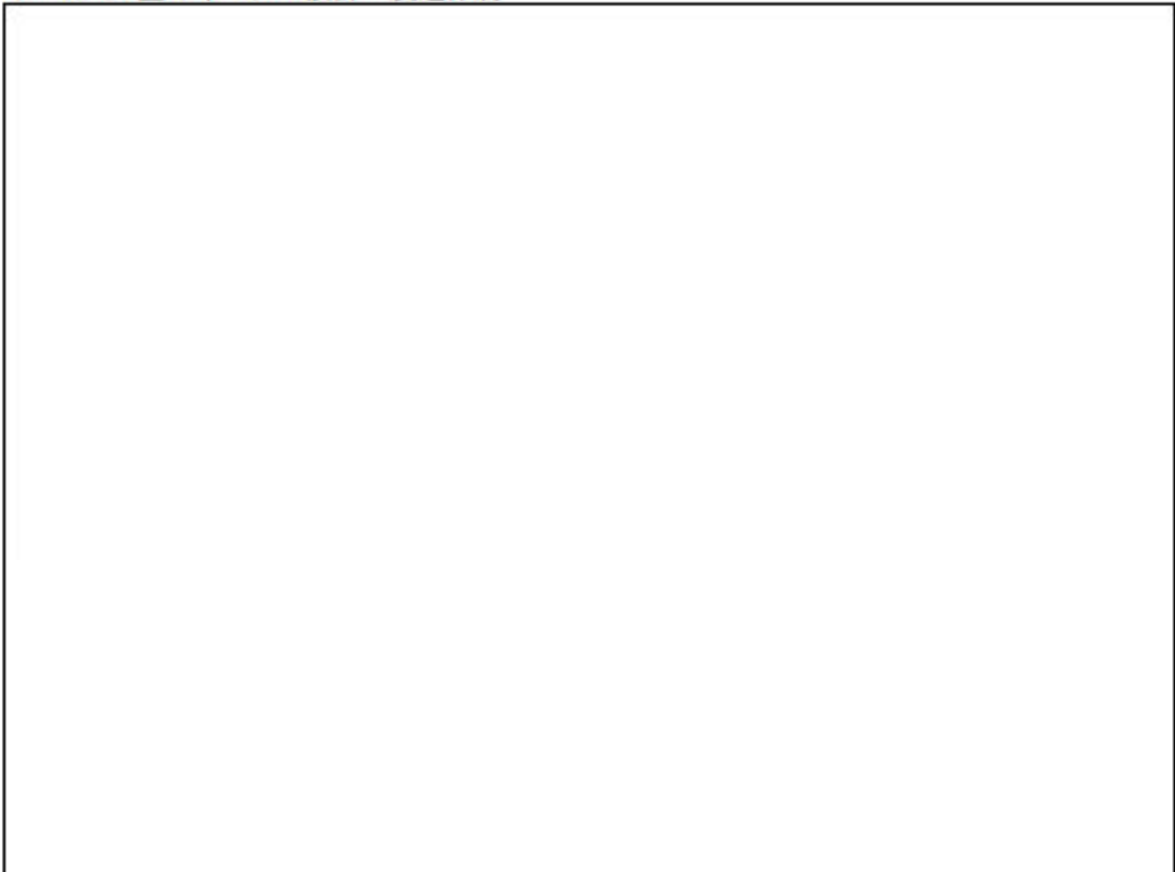


図1 TK-26型キャスクの設計・製造体制

枠囲みについては商業機密のため非公開とします。

## 2. 型式証明及び型式指定の申請者及び審査対応について

### (1) 型式証明

型式証明の申請については、上記1.の体制のもと TNT が TK-26 型キャスクの発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明を申請する予定です。

審査対応については、申請者である TNT が機能設計について説明し、バスケット用ほう素添加アルミニウム合金については共同設計者である KSL の関係者が説明させて頂きたいと考えております。また、製造・検査等の実務に関する説明が必要な場合には IHI の関係者が同席させて頂きたいと考えております。

### (2) 型式指定

型式指定の申請については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（実用炉規則）の第百六条の規定

「法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式設計特定機器の型式についての指定（以下「型式指定」という。）の申請は、型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から型式設計特定機器を購入する契約を締結している者（外国において本邦に輸出される型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であって当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製造者等」という。）が、製作、販売又は使用（以下「製作等」という。）をする型式設計特定機器について行うものとする。」

審査対応については、申請者である TNT が機能設計について説明し、バスケット用ほう素添加アルミニウム合金については共同設計者である KSL の関係者が、また、製造・検査に関しては IHI の関係者が説明させて頂きたいと考えております。

以上

枠囲みについては商業機密のため非公開とします。